



千葉大学  
CHIBA UNIVERSITY

生物遺伝資源分譲依頼書及び同意書  
(依頼者・発送先が日本国内の場合 / Domestic Use Only)

千葉大学真菌医学研究センター  
バイオリソース管理室長 殿

\_\_\_\_\_年 月 日

1. 私（利用者）は、依頼日における最新版の「生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書」の各項に同意の上、下記の微生物の分譲を依頼します。
2. 使用目的 \_\_\_\_\_

フリガナ： 依頼者 氏名： 印	請求書宛先： 代金支払者が依頼者と異なる機関の場合のみ 下欄に明記して下さい。
安全管理者（または上司） 氏名： 印	氏名：
所属機関及び部署名	所属機関及び部署名
住所 〒	住所 〒
TEL： (内線 )	TEL： (内線 )
FAX：	FAX：
E-mail：	E-mail：
支払い*： 銀行振込, クレジットカード	

\* 銀行振込の場合は本依頼書の原本を郵送、クレジットの場合は電子媒体をメールで送付してください。銀行振込の場合、振込手数料は利用者のご負担となります。

IFM 番号及び微生物名

	IFM 番号	微生物名	本数	L2 確認*
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計本数				
合計金額			¥	

\* オンラインカタログの Biohazard Level に 2 と表示されている場合はチェックを入れてください。

## 生物遺伝資源の分譲と使用に関する同意書

最終改訂:2023年4月25日

改訂:2020年4月1日

- 第1条 千葉大学真菌医学研究センター(MMRC)は, MMRC の保有する生物遺伝資源の分譲を受けようとする者(以下「利用者」という。)が, 「生物遺伝資源分譲依頼書および同意書(様式第 1)」(以下「本件依頼書」という。)をもって生物遺伝資源の分譲を依頼した場合において, 以下の各条の規定を遵守することを条件として, 当該利用者に対し生物遺伝資源の分譲を行う。
- 第2条 利用者は, MMRC から分譲を受けた生物遺伝資源及びその生物遺伝資源を培養, 増幅等することにより生じた生物遺伝資源(以下, 分譲を受けた生物遺伝資源と併せて「本件リソース」と総称する。)を, 本件リソースの取扱いに熟練した者が, 適切な設備及び管理の下において使用することを保証する。利用者は, 前記保証に関し, MMRC が利用者への聴取又は公表されている資料等を調査する場合があることに同意する。
- 2 利用者は, 本件リソースを本件依頼書に記載した目的以外に使用してはならない。利用者が, 前記目的外の利用を希望する場合は, 事前に MMRC からの書面による承諾を受けなければならない。
- 第3条 利用者は, 本件リソースの取扱いにおいて, 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律, 家畜伝染病予防法, 植物防疫法, 外国為替及び外国貿易法, 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律等, 微生物遺伝資源に関する日本国の法令, ガイドライン, 諸規則等を遵守しなければならない。外国においては, 当該国の法令, ガイドライン, 諸規則等を遵守しなければならない。
- 第4条 本同意書は, 本件リソースに付帯している所有権, 知的財産権等の権利を利用者へ移転又は許諾するものではない。本同意書は, 本件リソースの商業的利用を利用者に許諾するものではない。
- 第5条 利用者は, 本件リソースを第三者に使用させてはならず, また, これらを第三者へ分譲又は分与してはならない。
- 2 但し, 事前に MMRC からの書面による承諾によって, 利用者の共同研究先や関連会社, 事業委託先等と共用できるものとする。この場合, 利用者は申込時に共同研究先や関連会社, 事業委託先等の氏名, 安全責任者, 所属, 住所, 連絡先電子メールアドレス, 電話番号を MMRC へ通知しなければならない。
- 3 利用者は, 共同研究先や関連会社, 事業委託先等に, 本同意書における利用者の義務を遵守する旨の書面による確認を得るものとし, 共同研究先や関連会社, 事業委託先等が, 故意または過失により本同意書の条項に違反し, MMRC へ不利益を生じた場合の一切の責任は, 利用者が負うものとする。
- 第6条 利用者は, 本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は, **Materials and Methods** 等に, 本件リソースの **IFM** 番号を明記し, また, 本件リソースが文部科学省/国立研究開発法人日本医療研究

開発機構 (AMED) ナショナルバイオリソースプロジェクトを通して、千葉大学真菌医学研究センターから提供されたことを明示しなければならない。

[例文例:○○○(リソース名)XXXXX strain was provided by Medical Mycology Research Center, Chiba University with support in part by National BioResource Project (NBRP), MEXT, Japan. (<https://nbrp.jp/>).]

2 利用者は利用の状況及び成果等の情報を MMRC へ送付する。また、MMRC は当該情報について利用者に報告を求めることができ、利用者は MMRC の求めに対して誠実に対応しなければならない。

第7条 利用者は、本件リソースを利用して得られた成果を元にして知的財産権に係る出願を希望するとき、本件リソースの商業的利用(営利企業の試験研究機関におけるリサーチツールとしての継続的使用を含む)を希望するときは、事前に MMRC へ通知し、寄託者と協議しなければならない。

第8条 本件リソースの価値を高め、MMRC の貢献を実証するために、MMRC は第6条及び第7条で得られた情報に基づき、利用者の組織名、商標名等を公開することができる。

第9条 利用者は、本件リソースの提供を受けるにあたり、本件依頼書の他、MMRC が指定する書面を別途提出する。

第10条 MMRC は、原則として郵便で利用者にリソース等を発送する。但し、運送業者の約款等により安全確保の体制が確認でき、運送中の安全を保証できる手段に限り、利用者が送料を負担することを条件として、双方協議の上、他の輸送手段を選択できる。また、本件リソース等の提供における輸送段階での事故の処理については、速やかに双方で協議し処理する。

第11条 利用者は、MMRC からバイオセーフティレベル 2 を必要とする微生物株を受け取った場合、受領後直ちに「BSL2 以上(感染症法特定病原体等以外)の菌株受領書 及び 誓約書」を MMRC に返送しなければならない。

第12条 MMRC が提供した本件リソースに不具合があった場合、到着日から 30 日以内に利用者から申し出を受ければ、MMRC は代替物を利用者に送付する。

第13条 利用者は、本件リソース等の提供にあたって発生する経費を負担する。MMRC は、受領した経費について正当な理由がある場合を除き、利用者に返還しない。

第14条 利用者は、本件リソースが潜在的な危険性を有することを認識し、本件リソースの利用、増幅、譲渡、保管等一切の行為に起因し又はこれに関連して利用者に何らかの損害が発生した場合においても、MMRC の故意又は重過失に因るものでない限り MMRC が一切の責任を負わないこと、また、MMRC が責任を負う場合においても分譲手数料に相当する金額を損害賠償の限度とすることを異議無く承諾する。利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害したときは、利用者の責任と費用によって対応することを意義無く承諾する。

第15条 MMRC は、国立大学法人千葉大学個人情報基本指針を厳守し、分譲の事務処理において利用者の氏名、メールアドレス、所属機関、所属機関の住所等(個人情報)を取得する。

2 個人情報取得の目的は以下の項目とする。

- 1) 利用者の問い合わせ対応、提供手数料の請求、リソース等の発送及び送付手続き等に必要  
な事務手続きを行うため。
- 2) 利用者アンケート等により、利用の状況及び成果等の聴取を行い、MMRC のリソースサービス  
向上のための参考とするため。
- 3) MMRC のサービス、講習会、PR 活動などリソース関係の事業の案内を送付するため。

第16条 利用者が本同意書に違反した場合、MMRC は本同意書の契約を解除でき、利用者による本件リソース及び MMRC の他のリソースの利用を停止することができる。

第17条 利用者が本件依頼書に記載の使用目的における使用を終了したとき、又は本同意書に係る契約が解除されたときは、利用者は速やかに本件リソースを廃棄しなければならない。

第18条 本同意書の準拠法は日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。